

2019年度国立大学法人等  
職員採用（図書系）第二次試験問題

注 意 事 項

1. 問題は**16問（19ページ）**で、解答時間は**1時間30分**です。
2. この問題は、後ほど回収します。切り取ったり、転記したり、持ち帰ったりしてはいけません。
3. 下欄及び解答用紙に**第一次試験受験番号**、**第一次試験合格通知書番号**及び氏名を記入してください。

第一次試験受験番号	第一次試験合格通知書番号
氏名	

指示があるまで中を開いてはいけません

【No. 1】

次は、わが国の図書館の歴史に関する記述である。正しいものに○を、間違っているものには×を答えなさい。

- (1) 奈良時代末期に、石上宅嗣は、仏典以外の書物も所蔵する芸亭を建て、好学の者にはそこを開放し、書物の閲覧を許した。
- (2) 文庫あるいは学問所として作られ、後世に名を残した代表的な武家文庫としては、金沢文庫や足利学校がある。
- (3) 徳川家康の旧蔵書は御三家と江戸城内に分けて収められた。蓬左文庫と称する江戸城内の文庫は明治政府に引き継がれ、現在は内閣文庫及び宮内庁書陵部に所蔵されている。
- (4) 1872（明治5）年に、文部省によって日本最初の国立公共図書館である書籍館が設置された。その後いくつかの変遷を経て、1897（明治30）年に帝国図書館が設置された。

【No. 2】

次は、我が国の大学図書館の設置の根拠や運営にかかわる法令・政策に関する記述である。正しいものに○を、間違っているものには×を答えなさい。

- (1) 「学校教育法」(昭和22年3月31日法律第26号)において、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校を「学校」と規定していることから、「学校図書館法」(昭和28年8月8日法律第185号)においては、大学を含むこれらの「学校」に図書館を設置することが義務付けられている。
- (2) 国立大学における図書館の設置は、「国立学校設置法」(昭和24年5月31日法律第150号)において「国立大学に、附属図書館を置く」と規定されてきた。2004年4月からの国立大学の独立行政法人化により代わって制定された「国立大学法人法」(平成15年法律第112号)には、より詳細に、各大学図書館の規模、蔵書数、職員数などの望ましい基準に関する事項が追加された。
- (3) 大学を設置するのに必要な最低の基準を定めているのが文部科学省令「大学設置基準」(昭和31年10月22日文部省令第28号)である。図書館は学長室、研究室、教室、学生自習室などとならんで大学に不可欠の施設とされ、また図書館には専門的職員、その他の専任の職員を置くものとする定められている。

## 【No. 3】

次は、大学図書館や学術情報流通に関する近年の文書についての記述である。正しいものに○を、間違っているものには×を答えなさい。

- (1) 大学図書館職員の育成について、①学術情報流通に詳しく学術情報基盤を構築できる、②特定の主題分野のコレクション構築および学習・研究へのサービスを行う、③教員や学生とコミュニケーションをとりながら教育課程の企画・実施に関わる、④研究者として図書館情報学の発展を担う、⑤インターネット等の技術を駆使して新しい利用者サービスを構築する、といった種々の専門性を掲げそれぞれの養成を課題としている。

—「大学図書館の整備について（審議のまとめ）」（平成22年12月 科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会 学術情報基盤作業部会）—

- (2) 我が国の大学生の授業の出席率が高いだけでなく授業外の学修が活発であることを背景にして、学生が主体的に課題解決に取り組む能動的学修（アクティブ・ラーニング）の推進や、ラーニングコモンズの整備をはじめとする図書館の機能強化、ICTを活用した双方向型の授業・自修支援などの学修環境整備を提言している。

—「学修環境充実のための学術情報基盤の整備について（審議まとめ）」（平成25年8月 科学技術・学術審議会 学術分科会 学術情報委員会）—

- (3) 国として出版社と包括的購読契約を行うナショナル・サイト・ライセンスによって各大学と国民に学術情報を提供する方策を、予算上の困難はあるものの、情報アクセスの平等性を保障するという観点から今後の重要な検討課題として位置付けている。

—「大学等におけるジャーナル環境の整備と我が国のジャーナルの発信力強化の在り方について」（平成26年8月 ジャーナル問題に関する検討会）—

- (4) 大学等における研究成果が研究者のみならず広く社会において利活用されることを基本理念として、公的研究資金による研究成果のうち、論文及び論文のエビデンスとしての研究データを原則公開とすべきであるとした上で、論文のオープンアクセスのさらなる推進と、オープンサイエンスについて国際的な動向も踏まえた着実な取組を求めている。

—「学術情報のオープン化の推進について（審議まとめ）」（平成28年2月 科学技術・学術審議会 学術分科会 学術情報委員会）—

## 【No. 4】

次は、国立国会図書館の資料収集に関する記述である。正しいものに○を、間違っているものには×を答えなさい。

- (1) 国立国会図書館法（昭和23年2月9日法律第5号）に定める納本制度により、国・地方公共団体・独立行政法人等の出版物は公用又は外国政府出版物等との交換に供するため、上記以外の出版物（民間出版物）は文化財の蓄積及びその利用に資するため、機密扱いのものや簡易なものを除き、いずれも所定の部数が無償で国立国会図書館に納入する義務がある。
- (2) 2010年4月に、「国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）」が開始された。これは公的機関のウェブサイトの網羅的な収集を目指すものであるため、国公立大学のウェブサイトは許諾なく国立国会図書館に収集されるが、私立大学のウェブサイトは収集に許諾が必要である。
- (3) 2013年7月からは、「オンライン資料収集制度（eデポ）」が開始され、インターネットで出版（公開）される電子情報で図書または逐次刊行物に相当するもの（電子書籍、電子雑誌等）をすべて収集している。
- (4) 2010年1月施行の著作権法第37条第3号改正を受けて、大学図書館が視覚障害者等のためにPDFデータ、DAISYデータ、テキストデータ等を作成できるようになり、これらを国立国会図書館が収集することが2016年3月から開始された。これらのデータは、「国立国会図書館サーチ」を通してだれでも利用することが可能になっている。

【No. 5】

次は、あるデジタルアーカイブの“Strategy 2015-2020”（2014）の一部である。これを読んで以下の問いに答えなさい。

started 5 years ago as a big political idea to unite Europe through culture by making our heritage available to all for work, learning or pleasure. A deeply felt belief that our shared cultural heritage fundamentally belongs to all of us, and is therefore too important to leave to market forces alone to digitise and make available. We still believe in this big idea. We are , the network for the cultural heritage sector in Europe, and we think we are in a unique position to make these ideals come true. We are expanding our network with thousands of cultural institutions, politicians, tech entrepreneurs, developers and researchers all with one thing in common: a shared dream of a world where every citizen will have access to all cultural heritage. We transform the world with culture.

We have come a long way in a short time. In 5 years, we built an infrastructure that connects more than 30 million (33.9) objects from over 2,500 institutions. From the Rijksmuseum to the Institut Cartografic de Catalunya and from the British Library to the National Audiovisual Institute in Warsaw, we have made all the descriptive data available under the most  licensing conditions.

In the meantime, the world around us has changed. The ubiquity of  and tablet computers is a significant new challenge. It is now not good enough to deliver scant\* detail or low quality images; we need to serve carefully curated content designed to work with today and tomorrow's technology. Our vision is an infrastructure that connects Europe's culture digitally in the same way that roads and railways do physically. A laboratory that innovates for our new world using the richness of our past. We need a backbone that allows us to store, to access, to improve and to share. A place where copyright is respected, but ease of use is the mantra. We need to become the cultural innovators servicing the holders of cultural heritage and the users in equal measure.

(\*scant 不十分な)

- (1) 文中の (ア) に該当するデジタルアーカイブの名称を答えなさい。
- (2) 本文の論旨から、文中の (イ) に該当する最も適切なものを下から一つ選んで記号で答えなさい。  
(a) automatic (b) open (c) restricted (d) technical
- (3) 本文の論旨から、文中の (ウ) に該当する最も適切なものを下から一つ選んで記号で答えなさい。  
(a) artificial intelligence (b) cell phones (c) IoT (d) smart phones

## 【No. 6】

次は、「日本十進分類法（NDC）」について記述したものである。（1）～（4）に該当する語句を答えなさい。

NDC は体系としては列挙型の分類表であり、その順序はカッター（C. A. Cutter）の考案した  を参考にしている。

NDC は、すべての分類項目を列挙編成すると大部なものとなり、どうしても使いにくくなってしまいますので、細目表の多くの分野に共通して適用可能な一般補助表を用意している。新訂 10 版では一般補助表には、、地理区分、海洋区分、 がある。

NDC の  は、分類項目名を五十音・アルファベット・数字の順に排列し、主題を言葉からたどり、分類記号を探すための表である。



## 【No. 7】

次は、書誌コントロールに関わる国際標準の一部についての記述である。(1)～(4)に該当するものを下から選んで記号で答えなさい。

名称	概要	制定機関
パリ原則	標目に関する国際標準	ICCP
(1)	書誌記述に関する国際標準	IMCE
典拠データのための機能要件 (FRAD)	(2) の第2グループに係る名称 典拠データの要件モデル	(3)
ダブリンコア・メタデータ要素 (ISO15836)	メタデータの記述要素, DCMI が制定・維持管理・普及活動を行っている。	ISO
(4)	W3C が開発した規格で情報資源の標準的記述様式	W3C

(a) BSO

(b) FID

(c) FRBR

(d) FRSAD

(e) GARR

(f) ICP

(g) IFLA

(h) ISBD

(i) ISRC

(j) RDA

(k) RDF

(l) ZING

## 【No. 8】

次は、出版やメディアに関する記述である。(1)～(3)に該当するものを下から選んで記号で答えなさい。

- 1) 1768年、フランス『百科全書』の影響を受けて、の第1巻が刊行された。同書は学問と科学との項目に関する内容を収録するという、新しい内容や方法で編集を行った。著名な学者による論文的な大項目と専門用語などに関する短い定義的な小項目から構成されている。現在、書籍版は刊行が中止され、オンライン版のみが提供されている。
- 2) は、写真術を用いて画像を肉眼では読み取れない大きさまで縮小した資料であり、それを読むためにはリーダーと呼ばれる光学的な画像拡大装置を用いる。は、印刷資料に比較して圧倒的に保管スペースが節約できるため、図書館等におけるコレクションとしても構築されている。
- 3) 文字中心のコミュニケーションであったソーシャル・メディアは、2010年代には、画像、動画、音声によるものとして拡大している。ソーシャル・メディアでは、発信者がコンテンツに索引語(タグ)を与えるが一般化し、重要な情報の組織化手法となっている。

(a) Dictionarium Britannicum

(b) Encyclopaedia Britannica

(c) Webster's International Dictionary

(d) オートノミー

(e) 視聴覚資料

(f) タクソノミー

(g) 点字資料

(h) 電子資料

(i) フォークソノミー

(j) マイクロ資料

## 【No. 9】

次は、学術雑誌に関する記述である。(1)～(4)に該当する語句を答えなさい。

- 1) 学術雑誌の起源は、1665年にロンドンで公刊された“Philosophical Transactions”とパリで公刊された“Journal des Sçavans”とされている。その後、18-19世紀にかけて様々な学術分野が発展していく中で、それぞれの分野の研究者の集まりとして  が形成され、それが学術雑誌の出版の中心的な役割を担うようになった。
- 2) 学術雑誌には主に研究論文を掲載する論文誌のほか、論文の書誌データにキーワードをつけてまとめた索引誌、もとの論文の内容を正確かつ簡潔に要約した 、論文を評している評論誌、技術関係の研究報告を掲載したテクニカルレポートなどがある。
- 3) 20世紀後半になると、学術雑誌が高騰し、研究者にとって学術情報の入手が困難になる状況が生じた。大学図書館においては、電子ジャーナルに係る経費の大幅な増加に対応するため、  を形成し、主要な学術出版社との間で契約交渉を行い、価格上昇の抑制に努めている。
- 4) 学術雑誌高騰への対処とインターネットの普及を受けて、学術情報を無料で入手でき、誰でも制約なくアクセスできるようにするというオープンアクセスの発想が1990年代に生まれた。これを実現する手段の一つである  は、大学等において生産された知的生産物をその機関が電子的に保存し発信するためのインターネット上の「保存書庫」である。

## 【No. 10】

次は、STM (Science & Technology & Medicine) 分野の学術出版社の業界団体である国際 STM 出版社協会が刊行する “The STM Report, Fifth Edition” (2018) の一部である。これを読んで以下の問いに答えなさい。

STM publishing takes place within the broader system of scholarly communication, which includes both formal and informal elements. Scholarly communication plays different roles at different stages of the research cycle, and (like publishing) is undergoing technology-driven change. Categorising the modes of communication into one-to-one, one-to-many and many-to-many, and then into oral and written, provides a helpful framework for analysing the potential impacts of technology on scholarly communication.

Journals form a core part of the process of scholarly communication and are an integral part of scientific research itself. Journals do not just disseminate information, they also provide a mechanism for the registration of the author's precedence; maintain quality through peer review and provide a fixed archival version for future reference. They also provide an important way for scientists to navigate the ever-increasing volume of published material.

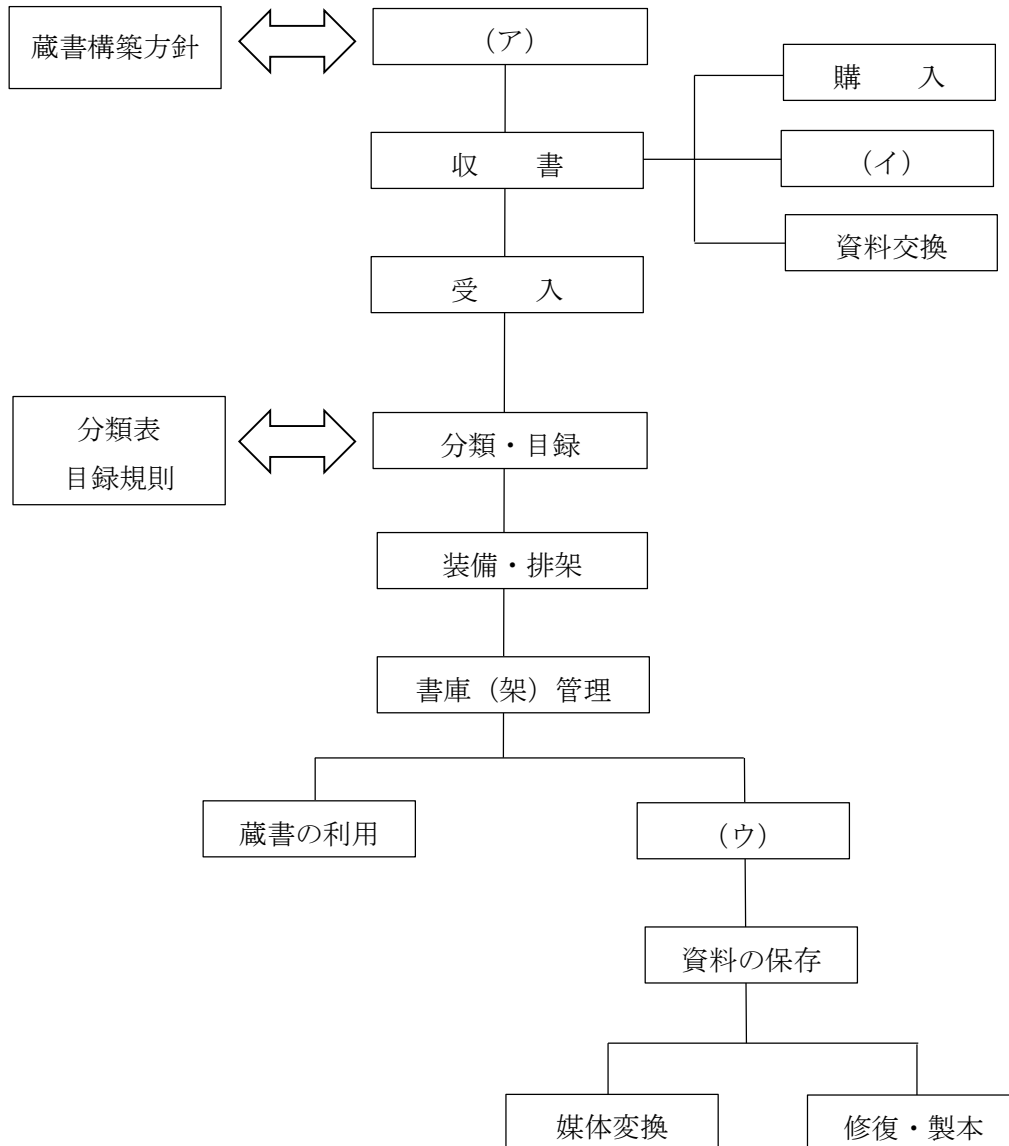
The annual revenues generated from English-language STM journal publishing are estimated at about \$10 billion in 2017, within a broader STM information publishing market worth some \$25.7 billion. About 41% of global STM revenues (including non-journal STM products) come from the USA, 27% from Europe/Middle East, 26% from Asia/Pacific and 6% from the rest of the world.

There were about 33,100 active scholarly peer-reviewed English-language journals in mid-2018 (plus a further 9,400 non-English-language journals), collectively publishing over 3 million articles a year. The number of articles published each year and the number of journals have both grown steadily for over two centuries, by about 3% and 3.5% per year respectively. However, growth has accelerated to 4% per year for articles and over 5% for journals in recent years. The reason is the continued real terms growth in research and development expenditure, and the rising number of researchers, which now stands at between 7 and 8 million, depending on definition, although only about 20% of these are repeat authors.

- (1) 学術雑誌 (Journals) が学術コミュニケーションにおいて果たす役割 (機能) として、「情報を広めること (disseminate information)」以外に、文中で言及されていることを二つ選んで日本語で答えなさい。
- (2) STM 分野の学術出版市場の 2017 年の総売上のうち、アジア・太平洋地域からの売上高は何億ドルになるか答えなさい。(billion = thousand million)
- (3) 近年、年間の刊行論文数とジャーナルの刊行数の伸び率が上昇している理由として文中で言及されていることを二つ日本語で答えなさい。

## 【No. 11】

次は、ある図書館におけるテクニカルサービスのプロセスを図示したものである。これに関する以下の問いに答えなさい。



(1) (ア) (イ) に該当する語句を答えなさい。

(2) (ウ) については、書架に排架されている資料の維持と利用者への効率的な提供を目的として行われる各種作業が該当する。このうち、資料の現状や紛失の有無等を把握するため、実施時期を定めて計画的に行われている作業を答えなさい。

## 【No. 12】

次は、大学図書館における図書館資料の利用及び複製に関する記述である。我が国の現行著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）に照らし、著作権者の許諾や個別の契約によらずに、大学図書館が行うことが適切ではないものを二つ選び、その適切ではない箇所のみを文中から抜き出して答えなさい。なお、(1)～(4)の資料はいずれも著作権保護期間内にあるものとする。

- (1) 最新号ではない雑誌に掲載された論文について、これまでも多くの利用者から複写依頼が寄せられていることから、利用者からの求めがあった時に迅速に提供できるよう、あらかじめ当該論文を複数部複写しておく。
- (2) 他の大学図書館から、欠号で書店等にもバックナンバーの在庫がなく入手できないことを理由に、当該巻号の雑誌の全頁複写を申し込まれたので、全頁を複写して提供した。
- (3) 視覚障害を持つ学生からの求めに応じ、ある作家の著作集について、当該資料の点字図書が一部の著作のみの抜粋版の刊行であることから、蔵書として保有していた当該資料をあらためて点字化して利用に供する。
- (4) 劣化が激しくそのままでは利用が困難な紙媒体の資料について、絶版になり他の媒体でも入手不可能であることから、保存のために全頁を電子化し、電子化した資料をオンラインでの閲覧に供する。

## 【No. 13】

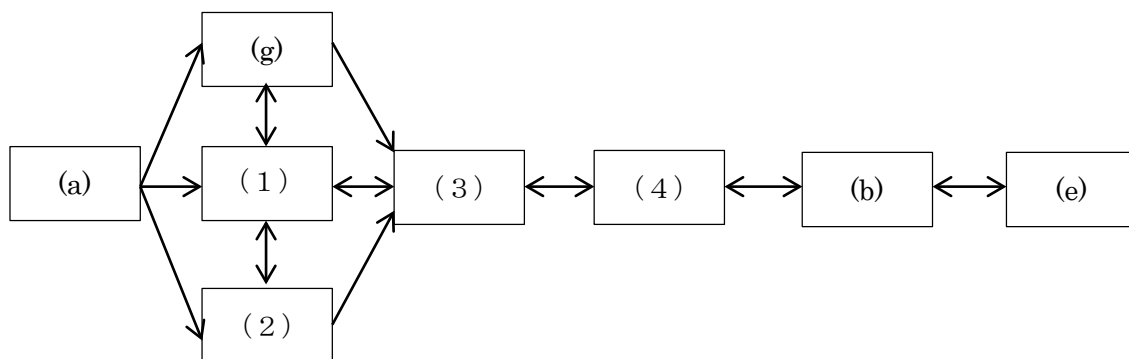
次は、研究者の情報探索行動モデルについて述べた文章である。(1)～(4)に入るものを下の情報行動パターンから選んで、図を完成させなさい。

D. Ellis は、情報探索プロセスに関するインタビュー調査を通じて、研究者の情報探索における下の8種類の情報行動パターンを抽出した。

T. D. Wilson は、これらの情報行動パターンを情報探索プロセスとして捉え、情報探索行動モデルに統合した。

このモデルは、経験を積んだ情報探索者である研究者が、情報探索の初期段階で、連鎖(引用文献等を通じて関連情報を収集)、ブラウジング(関心テーマに関する情報を漠然と探す)、及び情報監視を行い、次に情報源を選別して情報を抽出し、抽出した情報をつき合わせて妥当性を検証するという、系統的な情報探索行動パターンを習得していることを示唆している。

研究者の情報探索行動モデル



情報行動パターン

- (a) 開始：情報を探し始める。
- (b) 確認：得られた情報の正確さを確認する。
- (c) 監視：特定の情報源を定期的にチェックする。
- (d) 差異化：性格と質の違いに基づき情報源を選別する。
- (e) 終了：情報探索を終了する。
- (f) 抽出：情報源から有用な情報を系統的に抽出する。
- (g) ブラウジング：関心領域の主要な情報源に目を通す。
- (h) 連鎖：引用文献を追跡する。



## 【No. 14】

次は、学部教育の授業改善に貢献する図書館活動に関する著作の一部である。これを読んで以下の問いに答えなさい。

In seeking faculty support for the integration of library resources into the curriculum, planners must understand that most faculty are not comfortable in library settings beyond their narrow areas of specialization.

Faculty development efforts could improve this situation. These efforts could encompass the following:

- keeping faculty apprised of new information resources and services in their own fields of research
- familiarizing faculty with relevant resources and services beyond their areas of specialization
- familiarizing faculty and/or their assistants and secretaries with the time-saving tools and services of the library
- helping faculty understand the research capabilities and needs of their students
- working with faculty in developing learning experiences based on the use of books, magazines, newspapers, and online and media resources
- working with faculty in structuring experiences that will effectively promote the mastery of information-management skills

The first three activities directly promote  comfort with and use of libraries. The last three activities though directed at  learning, will promote the same ends, as  and  work and learn together while developing and offering library-based learning experiences. When  work as members of a research team,  knowledge of available resources and services will also grow.

(1) (ア) ~ (ウ) に該当する語句を答えなさい。

(2) 授業改善に貢献する図書館活動が、研究支援においてはどのような効果をもたらすとしているか、日本語で簡潔に述べなさい。

## 【No. 15】

次は、情報技術に関する用語についての説明である。(1)～(4)に該当するものを下から選んで記号で答えなさい。

- 1) デジタル情報は無制限にコピーを作成できるという特徴を持つが、デジタル情報を特定のソフトウェアやハードウェアでしか読めないようにすることで、第三者による複製や再利用を難しくすることは(1)の技術の具体例である。
- 2) (2)はインターネットで送信側コンピュータから受信側コンピュータにデータを誤りなく配達するように働き、送受信の両端にあるコンピュータの間でのデータの送り方を制御する仕組みと、その中間にあるコンピュータやルータを介してデータを送信側から受信側に送り届ける仕組みからなる。
- 3) Webページの閲覧や電子メールを送信する際に、IPアドレスによってサーバを指定する代わりに意味のある名前を用いることを可能にするのが(3)である。
- 4) (4)はWeb上でのデータ表現と交換のために定義されたタグによるマークアップ言語であり、目的に応じたタグを独自に定義して文書を作成できる。蔵書の書誌データを(4)によって記述することも可能である。

- |         |          |            |          |
|---------|----------|------------|----------|
| (a) DNS | (b) DOI  | (c) DRM    | (d) ERMS |
| (e) FTP | (f) HTML | (g) HTTP   | (h) SMTP |
| (i) SQL | (j) SSL  | (k) TCP/IP | (l) XML  |

## 【No. 16】

次は、ある [出版社 A] が提供するオンライン製品の契約書の一部である。(1)～(4)の説明のうち、正しいものには○を、間違っているものには×を答えなさい。

License.

## (a) License Grant.

Subject to Licensee's compliance in all material respects with the terms and conditions of this Agreement, [出版社 A] grants Licensee a non-exclusive, non-transferable license to use the Licensed Products and to provide access to the Licensed Products electronically via the Internet only to Authorized Users at Authorized Sites or via Remote Access in accordance with the terms and conditions of this Agreement.

## (b) Authorized Uses.

Licensee and its Authorized Users may access and use the Licensed Products only for scholarly and research purposes and only as follows:

- (1) access, search, browse and view the Licensed Products;
- (2) download and print individual Articles and make a reasonable number of photocopies of a printed Article;
- (3) print a reasonable number of pages from an eBook and make a reasonable number of photocopies of those printed pages;
- (4) forward links to individual Articles and eBooks to Authorized Users;
- (5) post up to twentyfive (25) Articles or eBooks per semester, per course in PDF or HTML format for the purposes of electronic course reserves on Licensee's internal, secured computer network accessible only to Authorized Users; and
- (6) as part of the practice commonly known as "interlibrary loan," deliver a reasonable number of copies of Articles to fulfill requests from non-commercial, academic libraries provided, however, that such practice:
  - (i) complies with Section 108 of the U.S. Copyright Act
  - (ii) does not result in systematic reproduction of the Licensed Products

- (1) 授業での利用・参照のために、一学期につき一機関あたり最大 25 件まで、論文 / 電子ブックを PDF / HTML 形式で機関内ネットワークに掲載することは認められる。
- (2) 購読機関で「ILL」の一部として、営利・非営利を問わず学術図書館から依頼があった場合には、妥当な数の論文の複写を配布することは認められる。
- (3) 購読機関に所属する教員は、個々の記事や電子ブックの一部をダウンロードすることは許諾されている。ただし電子ブックは印刷できない。
- (4) 購読機関に所属する教員は、リモートアクセス経由でライセンス許諾された電子ジャーナルへアクセスできる。